

## 第20 休止、再開の届出

(製造所等使用休止・再開の届出)

危規則第14条第1項第1号

- 1 製造所等使用休止・再開の届出は、3箇月以上製造所等を休止するとき。又は3箇月以上休止していた製造所等を使用するときに届け出るもの。  
※将来に向い完全に製造所等としての機能を失わせる場合は、「用途の廃止」となる。
- 2 休止は1年程度を目安とし1年を経過する場合は再届出する。
- 3 地下貯蔵タンクの再開時は、タンク及び地下埋設配管の気密検査を実施した後に使用する。
- 4 製造所等の「休止」は、休止期間中の法的義務を免責すべき法律効果を有しません。したがって、保安監督者の選任義務、定期点検の実施義務等は、依然存在するものであること。
- 5 休止中の留意事項
  - (1) 危険物の貯蔵又は取扱いをしないこと。
  - (2) 施設の管理責任者を明確にしておくこと。
  - (3) 出入口、注入口の施錠等防火管理を十分行うこと。
- 6 再開時の留意事項
  - (1) 再開時には、製造所等の維持状況が確認できる定期点検表等の書類を添付すること。
  - (2) 保安監督者の選任、定期点検の実施及び位置、構造若しくは設備に不備がないこと等、製造所等が法令に適合していることを確認すること。
- 7 屋内貯蔵所において、危険物の貯蔵を一定期間（約6ヶ月間）休止し、その間、非危険物の保管を認めてもさしつかえない。なお、この時休止中の使用方法及び再開時における保安上の点検方法についての資料を添付すること。  
(S56.11.17 消防危第120号質疑)
- 8 休止に係る措置として、危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクから指定数量以上の危険物を抜き取る行為は、別途仮取扱承認を受ける必要があるので留意すること。